

令和5年度 恵那市プレミアム付商品券

本商品券は、小売業(スーパー、量販店、コンビニ、カー用品)だけでなく、飲食業やサービス業(タクシーを含む)、建設業など多くの事業所(取扱加盟店)で広く利用できる商品券です。

●加盟店は、「紙のみ」または「紙・電子」の取り扱いが選べます。

恵那市プレミアム付商品券 概要

	電子商品券	紙商品券
商品券種類	一般店専用券(青券)・大型店共通券(赤券)	一般店専用券(青券)・大型店共通券(赤券)
発行者	恵那市商品券事業実行委員会	
販売総額	2億6,000万円(プレミアム分6,000万円含む)	2億4,000万円(プレミアム分4,000万円含む)
販売額	1セット10,000円(額面13,000円) 8,000円(一般店専用) 5,000円(一般店及び大型店共通用)	1セット10,000円(額面12,000円) 500円券×14枚(一般店専用券(青券)) 500円券×10枚(一般店及び大型店共通券(赤券))
販売限度	1人あたり 電子商品券/2セット、紙商品券/2セットまで	
使用可能期間	令和5年8月1日～令和6年1月31日	令和5年9月1日～令和6年2月29日
換金方法	毎月3回 ①10日締 → 20日振込 ②20日締 → 月末振込 ③末締 → 翌月10日振込 (振込指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日)	毎月2回(換金伝票を記入し、金融機関等窓口へ) ①15日締 → 月末振込 ②月末締 → 翌月15日振込 (振込指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日)
換金手数料	無料	無料
決済方法	スマホ等で決済(機種により使用できないことがあります)	実行委員会指定の方法

ご利用の制限

- この商品券はつり銭ができません
- 次の場合には使用できません
- ①商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- ②換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、印紙等)及びたばこ等の購入
- ③国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- ④事業資金(業者間取引)としての支払い
- ⑤商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑥恵那市商品券実行委員会が定める取扱加盟店の責務に反する行為
- ⑦その他、取扱加盟店等が特に指定するもの

紙と電子の
取り扱いで
売り上げアップ
なんだナ



この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使用しています
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

発行者

恵那市商品券事業実行委員会 (TEL 26-1211 FAX 25-6173)
〒509-7203 恵那市長島町正家1-5-11 恵那商工会議所内

電子商品券をアプリ化に変更!

今年度は
アプリで
より便利に!



電子商品券は
店頭でQRコードを
設置するだけで
簡単決済!

電子商品券は
換金手続き
不要で便利!

紙と電子の
利用で集客UP

※「紙のみ」または「紙・電子」の取り扱いが選べます。

電子と紙で 販売総額 5億円!

令和5年度 恵那市プレミアム付商品券

取扱加盟店募集!

引き続き
紙の商品券も
あります!



換金手数料が
無料!

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により大きな打撃を受けた市内中小商店等を支援し、地元消費の拡大、地元経済の活性化に資することを目的に「恵那市プレミアム付商品券」を販売します。商品券の取扱店(特定事業者)として登録を希望される事業所は、本誌内容をご確認の上、お申してください。「紙のみ」または「紙・電子」の取り扱いが選べます。

募集要項 申込期間 5月31日(水)まで

加盟店資格

加盟店資格は、以下の条件すべてを満たしている事業者とする。
※申込内容によっては登録をお断りする場合があります。

- ① 恵那市内にて事業を営む事業者
- ② 公序良俗に反しないもの

登録方法

中面「恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書」を記入の上、実行委員会が指定した期限までに申込むものとする。

参加料

登録料は恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は50,000円(1店舗ごと)とする(本事業を目的に新規加入する事業者は、事業終了後3カ年は会員を継続すること)。

申込期間

令和5年5月31日(水)

※申込期間終了後も随時受付を行います。周知チラシに店舗名が掲載されません。申込期間終了後の加盟店はホームページに掲載します。

申込方法

本紙内「恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、恵那商工会議所または恵那市恵南商工会 本所までFAXまたは郵送、もしくは業務時間内にご持参ください。

※回収した商品券を換金する場合の換金手数料は無料です。
※商品券の取り扱いを登録した加盟店は、特別の事情がない限り途中で取り止めはできません。



恵那市
公式キャラクター
「エーナ」

取扱加盟店とは 消費者の方が商品券でお買物できるお店のことをいいます。

お申込・お問い合わせ窓口 ●お近くの窓口へお気軽にお問い合わせください

■恵那商工会議所 …… TEL 26-1211 FAX 25-6173 〒509-7203 恵那市長島町正家1丁目5番地11

■恵那市恵南商工会 本所 …… TEL 54-2902 FAX 54-3703 〒509-7731 恵那市明智町443-4

※業務時間はいずれも：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書

令和5年 月 日

恵那市商品券事業の趣旨に賛同し、取扱加盟店として申込みをいたします。なお、申込みにあたっては、事業実施要領、注意事項等を遵守することを誓約いたします。また暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員もしくは関係者、暴力団関係企業でないことについて誓約いたします。

事業所名			
店舗所在地	〒 _____		
TEL	_____	FAX	_____
代表者名			
チラシ掲載名			
チラシ掲載業種 ※左下段の業種一覧を参考に該当欄に○をひとつだけ記入	1.小売業 2.飲食業 3.サービス業 4.運輸または通信業、旅行業 5.自動車 6.住宅関連 7.その他		
商品券取扱選択 ☑にチェックを入れてください ※「電子のみ」の選択はできません。 ※電子は方式を選んでください。	<input type="checkbox"/> 紙のみ <input type="checkbox"/> 紙・電子[QRコード設置(MPM方式)] ★[昨年と同様の端末読取り(CPM方式)も使用したい店舗はチェックを入れてください → <input type="checkbox"/>] (注) CPM方式とは・・・加盟店読取り(昨年度と同様の決裁方式) MPM方式とは・・・加盟店にあらかじめ設置したQRコード又は加盟店側の動的QRコード表示端末に表示されたQRコードを利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスで読み取る方式。(店頭設置式)		
e-mailアドレス 「紙・電子」選択の方は必須	@ _____		※申込後のアドレス変更はできません。
資本金額	_____ 円 ※恵那市以外に本社がある場合は資本金額を記入してください。		
会員区分 ☑にチェックを入れてください	会員 <input type="checkbox"/> 恵那商工会議所 <input type="checkbox"/> 恵那市恵南商工会 非会員 <input type="checkbox"/> ※登録料/恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は50,000円。		
指定預金口座 貴店(社)への振込口座となりますので正確にご記入下さい。 (確認のため口座番号と名義がわかる通帳の写しを添付)	フリガナ		
	口座名義人		
金融機関名 (いずれかに○) その他の金融機関は()内に記載	・十六銀行 ・大垣共立銀行 ・東美濃農協 ・岐阜信用金庫 ・東濃信用金庫 ・()		
	() 支店		
預金の種類 (いずれかに○)	1 普通預金	口座番号 (左詰めで記入)	
	2 当座預金		
(注)金融機関は十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、東美濃農業協同組合の恵那市内にある各支店とします。 換金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とします。			

- 1 申込後の口座変更はできません。
- 2 恵那市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとにご提出をお願いします。
- 3 指定預金口座を確認するため、口座番号と名義がわかる通帳の写しを添付してください。
- 4 登録申込書の締切日は令和5年5月31日(水)までとなっています。
なお、本申込書にご記入頂いた情報につきましては、本事業以外には使用いたしません。
- 5 取扱加盟店へお申込みいただいた場合、ポスターと換金伝票を無料提供します。ポスターは必ず、常時店舗前に設置願います。

※前回と同様の場合は通帳の写しは不要

恵那市商品券事業取扱加盟店要領

恵那市商品券事業実行委員会「以下(実行委員会)」と使用期間限定の恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店「以下(加盟店)」は、実行委員会の発行する恵那市プレミアム付商品券(以下、紙の商品券を「紙商品券」、電子化された商品券を「電子商品券」といい、これら2種類の商品券を総称して「商品券」という。)の取扱を、この要領に基づき実施する。

- 1.加盟店資格
加盟店資格は、以下の条件すべてを満たしている事業者とする。※申込内容によっては登録をお断りする場合があります。
①恵那市内にて事業を営む事業者
②公序良俗に反しないもの。
- 2.加盟店登録方法
別紙加盟店登録申込書を記入の上、実行委員会に指定した期限までに申し込むものとする。
①登録料は恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は50,000円とする。
(本事業を目的に新規加入する事業者は、事業終了後3カ年は会員を継続すること)
②登録料については、同一事業所で数店舗参加する場合は、1店舗ごとに登録料を納入する。
- 3.商品券の種類
1) 紙商品券
額面500円とし「中小商店等使用券および中小商店等・大型店共通使用券」の2種類を発行する。
2) 電子商品券
1円単位まで支払い可能とし、登録加盟店のみで使用できるQRコードを発行する。
3) 大型店とは、資本金1億円超または売場店舗面積1,000㎡以上の店舗をいう。
但し、恵那市に本社を置く場合を除く。
- 4.商品券による商品販売等
加盟店は、有効な商品券を利用する意思のある者に対して正当な理由なくして受取を拒絶できない。
紙商品券はつり銭を出さないものとする。
- 5.商品券の提出及び支払い
1) 紙商品券
加盟店は、回収した紙商品券を実行委員会が指定した窓口に、指定した換金伝票を記入して提出するものとする。
提出した紙商品券は、取扱加盟店登録申込書に記載された指定預金口座に、その都度支払うものとする。
月2回:①毎月15日までの分を当月末日、②月末日までの分を翌月15日(指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日)
2) 電子商品券
毎月 ①10日締を20日 ②20日締を月末 ③末締を翌月10日(振込指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日)
- 6.換金手数料
1) 紙商品券
①回収した商品券の換金手数料は、無料とする。②指定預金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とする。
2) 電子商品券
①回収した商品券の換金手数料は無料とする。
- 7.商品券の使用期間
加盟店が紙商品券を受け取ることができる期間は、令和5年9月1日(金)から令和6年2月29日(木)までの6ヶ月間とする。
電子商品券は、令和5年8月1日(火)から令和6年1月31日(水)までの6ヶ月間とする。
- 8.商品券の換金の締切日
加盟店が紙商品券を換金できる期間は、令和5年9月1日(金)から令和6年3月11日(月)までとする。
- 9.その他
本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

【対象となる業種一覧(商品・サービス)例】

1	小売業	食料品、衣料品、宝飾品、化粧品、医薬品、娯楽用品、スポーツ用品、家電製品、家具、絵画、書籍、農機具、ドラッグストア、コンビニ、ペットショップ、園芸品、ガソリンスタンド等
2	飲食業	喫茶店、レストラン、ファストフード店、うどん・そば、和食、中華・ラーメン、焼肉、居酒屋、総菜・弁当等
3	サービス業	クリーニング、エステ、ホテル、塾、タクシー、写真、レンタル、理容院、美容院、カラオケ、清掃、害虫駆除等
4	運輸または通信業、旅行業	宅配便、電話機、ツアー旅行等
5	自動車	部品、修理、点検等
6	住宅関連	リフォーム、修繕、造園等
7	その他の商品やサービスの提供により消費の喚起に奇与する業種	

※取扱加盟店として登録された店舗においても、対象とならない商品やサービスを取扱う場合は、プレミアム付商品券での支払いを受けることはできません。

お申込・お問い合わせ窓口 ●お近くの窓口へお気軽にお問い合わせください

■恵那商工会議所 TEL 26-1211 FAX 25-6173

■恵那市恵南商工会 本所 ... TEL 54-2902 FAX 54-3703

※業務時間はいずれも：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

右の取扱加盟店申込書にご記入の上、お近くの申込窓口へお持ちください。また、FAXでの申込も可能です。

点線より切り取って使用ください



送信方向

FAX 0573-25-6173
FAXで送信の際は、表裏にご注意ください。